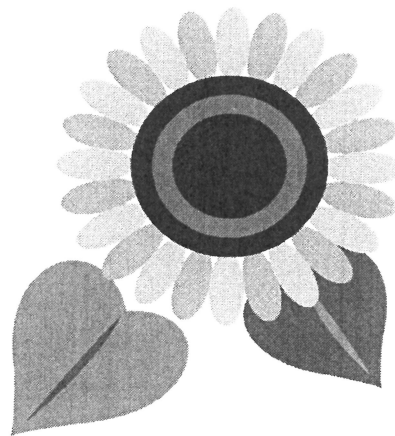


第 2 回

中小企業等振興基本条例素案検討委員会



平成30年8月29日（水） 午後1時30分

吉野川市役所 東館3階 231会議室

中小企業等振興基本条例素案検討委員会日程

1 開 会

2 報告事項

- (1) 中小企業を取り巻く現状と課題及び方策について

3 協議事項

- (1) 吉野川市中小企業等振興基本条例案について

4 閉 会

2. 報告事項

(1) 中小企業を取り巻く現状と課題及び方策について

①吉野川商工会議所

(現状と課題)

- ・当商工会議所のエリアにおける小売業の会員について、少子高齢化と人口構成の変化によるマーケットの縮小、また大型店進出やWeb事業者の台頭による影響を大きく受けている。

- ・その他の事業者においてもその変化の影響は大きく、特に生産性人口の減少は採用面においても深刻である。

→地域の中小企業・小規模事業者の所得は減り続け、後継者が離れていくのが現状であり、また経営者自身の多くが事業の継承を望んでいない。

(方策)

- ・現時点で具体的かつ効果的な「何か」はほとんどできていない。

- ・地域の中小企業・小規模事業者の所得を増やし、後継者を確保し、安定的な成長を考えていかなければ今後の地域における雇用の受け皿としての機能も保てなくなる。

- ・商工会議所の役割は一社、また個人では解決できない課題を組織として解決することだと考える。それは行政の役割も同じだと考える。

②吉野川市商工会

(現状と課題)

- ・商工業者は事業を継続していくだけの売上を確保することが困難となっており、年々、先細りしているのが現状だ。

(理由)

- ・少子高齢化や人口の減少による消費の低迷。

- ・ネット通販の拡大やショッピングセンターの出店などによる商環境の変化。

→商工業者の減少に歯止めがかからない。また、後継者がいない事業者が多く、廃業者は今後も増えると思われる。こうした厳しい状況は、中小企業の中でも、より零細な、小規模事業者ほど顕著。平成26年に小規模企業振興基本法が成立し、国も中小企業の9割をしめる小規模事業者の支援に力を入れている。

※小規模企業振興基本法は、経済産業省が提出する基本法としては昭和38年に制定した中小企業振興基本法に次いで2つ目の基本法で、今後の長

期に渡る施策策定の重要な指針となる。

- ・本市条例の制定や、今後の具体的施策において、中小企業のなかでも、特に小規模事業者に、より配慮したものとしてもらいたい。

(方策)

- ・事業資金融資に対する利子補給制度の創設
- ・展示会の出展支援など、事業者の販路拡大の取組みに対する支援の拡充
- ・国や県の認定をうけた事業所に対する支援の拡充（経営革新認定企業）
- ・飲食店に関する支援制度の創設（例 同窓会支援事業補助金）
- ・本市の特産品等を活用した産業の育成支援

③吉野川公共職業安定所

(現状と課題)

- ・景気は穏やかに回復し、雇用情勢は改善し、事業所の採用意欲は高まり、求人数は増加傾向にある、一方、求職者は減少傾向にある。
- ・事業所からは募集しても応募者がいないなど、人材確保が難しくなっているという聞く。

(方策)

- ・求人の充足支援を重点施策として、注力し、吉野川市と共催による就職面接会を開催し、求人の充足対策と市民の雇用の場の確保を行う。
- ・人手不足感が強い介護関係においては、吉野川市から要望された職業訓練コースを吉野川市で開設し、介護関係の知識と技能を身に着けた修了生を、介護関係事業所等へあっせんする。

④徳島信用金庫

(現状と課題)

- ・後継者不足
- ・過小資本のため、資金繰りがタイトな状況が恒常的になっている。（民間金融支援もツル状態になっている）→売上先の販路が縮小（人口減、取引先企業減）
- ・所有不動産の活用が出来ない。調整区域、田畑のため（不動産価格の下落）

(方策)

- ・吉野川市独自の保証付融資の作業
- ・企業誘致及び店舗誘致
- ・調整区域等、都市計画の見直し

⑤徳島県・商工政策課

(現状と課題)

・小規模事業者は、県内事業者数の約9割、雇用者数の約3割を占め、地域経済の安定化に重要な役割を果たしている。

・少子高齢化やグローバル化など、小規模事業者を取り巻く構造は大きく変化しており、5年間（H21－H26）で約3千者減少している。

特に、

※経営者の高齢化及び後継者不足により、経営力はあるものの、廃業に至るケースが顕在化

※生産年齢人口の減少により、様々な分野で労働力が不足

・本県の強みを活かした成長産業の発展や、あらゆる人材の創業を促進するとともに、小規模事業者の円滑な事業承継をはじめ、生産性の向上、働き方改革等への対応を図ることが必要だ。

(方策)

・LED、藍、情報通信関連等、本県の強みを活かした新たな商品・サービスの創出、既存の顧客・商圈を超えた販路開拓。

・事業承継ネットワークによる事業承継案件の掘り起こしとマッチングの強化。

・業務の効率化に向けたIT、IoT、AI、RPA等の導入支援及び当該技術の活用人材の育成・確保。

・テレワークの導入等、多様な働き方の実現。

・UIJターン人材や、アクティブシニア、女性、障がい者等多様な労働力の確保。

・商工団体等支援機関の機能強化による伴走型支援の展開。

⑥徳島文理大学

(現状と課題)

・一般的な地方経済の現状が、吉野川市においても当てはまると思う。

・鴨島駅前のシャッター通りについて、他の委員の方の現状認識を委員会で詳しく伺いたい。

(方策)

・吉野川市の現状を踏まえた上で、短期的に解決すべき問題と、中長期的に解決すべき問題をしっかり峻別する必要がある。この視点はこの委員会においても重要と考える。中長期の課題に関しては、それぞれの中小企業

がどのような将来ビジョンを持っているのかに大きくかかわるテーマであるため、そのビジョン（希望的観測でない実現可能性のある経営方針）が示されていないならば、委員会で検討することは難しい。一般論としての、少子高齢化の進行や若年者の人口流出に対応した議論になってしまう。

- ・短期的な課題に関しては、雇用があげられると思うが、具体的な方策については委員の方の話を伺った上で考えたい。

⑦徳島大学

（現状と課題）

- ・振興条例自体が理念条例のために、実質的な効果が少ない。

（例）振興条例策定先進事例の鳴門市では、徳島県中小企業家同友会と連携し、中小企業振興策としてエコノミックガーデニングスという政策も掲げている。→効果が明確に見えない。

- ・鳴門市では中小企業振興政策全体に対して、明確なビジョンの文章化や行程表が明示されておらず、課内でもビジョンと意義が共有されずに縦割り担当で担当者個人が事業を進めている。→数年で担当者が交代すると引継ぎ作業はなされても、事業のビジョンと進め方が共有されず、事業が続かない。

- ・中小企業振興は、緊急的な対処的政策と、5年ぐらいを目処とした中期的な政策を考えていく必要がある。

（方策）

- ・効果的な理念条例をつくるため、中小企業の今後5年ぐらいの事業計画、投資計画を踏まえた上で、その弊害となるような要因に対して「規制緩和」やより発展させるための「助成」を行うことで、事業の発展ペースが早まり事業規模も拡大する。「規制緩和」「助成」の根拠となる理念条例なので、先に吉野川市における中小企業の事業展開の趨勢を把握し議論する必要がある。

- ・運営体制は、条例制定とその後の中小企業の事業振興がセットである。約5年を目処として、事業の意義と経緯を共有した専任の担当職員をおき、振興条例制定後、実際に吉野川市での中小企業の牽引役となる企業からなるワーキンググループをつくる。また、彼らが展開するビジネスが短期的で、効果的に進むように官民あがてのサポートが必要。納税金額や従業員規模、銀行からの融資額など、吉野川市の経済に関わる客観指標をもとに、吉野川市の中小企業経済を担っている中小企業からなる会議を発足させ、事業展開プロセスを理解し、それを促進させることに寄与する条例をつく

ることが重要。

(その他)

- ・委員会の、ビジョンや行程表づくりを行政関係者とするのではなく、民間事業者も関わりながらつくるべき。経済振興の主体は民間企業であり、委員会で議論すべきは、吉野川市の中小企業が発展するとは、どういう状況になることなのかというビジョンだ。

- ・地方の経済発展は、公民連携が基本なので、公共投資を民間投資と連携させるような仕組み作りが重要である。

- ・JC メンバーがまちづくり会社を立ち上げるようなので、連携を視野に入れていくのもいいかもしれない。

⑧徳島県信用保証協会

(現状と課題)

- ・県内中小企業者数の減少が著しい。平成28年までの10年間で15%減少し、過去17年間では42%減少している。

46,067 (平成11年) → 26,911 (平成28年)。

→保証協会の利用企業数や保証残高も減少。課題は新たな事業者の創出支援。

(方策)

- ・7年前より注力している「創業支援」の充実。創業計画作成段階からサポートし、金融支援で事業を立ち上げた後、約3年間、専門家（中小企業診断士、税理士等）と共にフォローアップを行っている。

- ・「事業承継」。事業引継センター活用などにより、廃業を予定している人と、これから事業を始めたい人をマッチングさせ、金融支援と経営支援でスムーズなバトンタッチをサポートをしている。

⑨吉野川青年会議所

(現状と課題)

- ・事業の拡大、維持をする上で人材確保が難しい。経営者のマンパワーだけでは、成長に限界がある。

- ・各分野の企業を成長させるための、アドバイザー的な支援、成長を支えるプロフェッショナル人材が不足している。

(方策)

- ・日々様々な分野で、新しい技術が生まれ、そういった分野の情報をしっかりと活用し成長していかなければならない。情報を知る場が欲しい。

- ・吉野川市内企業の人材確保のための、企業説明会などを企画し、場を創ってもらいたい。子育てに力を入れている市であれば、地元企業とも、しっかりとその政策に対する連携を図り、新卒、中途採用、様々な手法で、人材を確保する機会を創ることができるのではないか。

- ・各分野のスペシャリストと吉野川市内企業を繋げてほしい。

(その他)

- ・頑張る企業が成長し、地域の経済を支え、雇用を守り、雇用を創る。そういった企業が、市場で競争に勝っていけるように、人材確保におけるサポート、成長戦略を実行していくための、アドバイザー的な人材が不足しているので、そういった部分を強化すれば、現状は良くなると思う。

- ・企業成長のためには、自分たちが人材確保や、情報収集をする必要があるが、様々な連携する強固な場があれば、よりよい方向に、向かうのではないかなと思う。

⑩日本フネン株式会社

(現状と課題)

- ・新規採用については県内外の説明会に積極的に参加し、中途採用はハローワークや派遣会社に登録しているが、雇用の確保に苦労している。今後人口減少は加速すると予想されており、今後ますます雇用確保が困難になるのでは。

- ・吉野川市中小企業等振興基本条例によると、当社の役割は吉野川市内の事業者と連携・協力し、利用するよう努めることとある。新規の取引となると、市内の企業・事業所の情報が判らないため、吉野川市でも長い付き合いのある信用できる事業者と取引をしているのが現状だ。

(方策)

- ・現状は「設備投資」に伴う「雇用拡大」に対して補助金の対象となっており、雇用拡大は、吉野川市在住が要件となっているため、補助金を利用しづらい。

→「設備投資」は、雇用拡大が見込めないからこそ導入するIOT・AIを搭載した「設備投資」に対し、補助金・助成金の対象とする。

→「雇用拡大」は、阿波市・美馬市・名西郡など近隣自治体と連携する、協定を締結するなどによって、吉野川市在住を要件としない方策が必要。

- ・吉野川市内の事業者と連携・協力し、利用するためにはその事業者がどのような製品・サービスを取り扱い、技術を持ち、販売先・仕入先を持っているかなどの情報が必要だ。

→情報収集、開示制度を設置し、必要に応じて検索や相談可能なシステムの構築が求められる。これをデータベース化する「ビジネスマッチング」などの機会を設ける、人を介在させ仲介する、などの方策が必要。

(その他)

・農、工、商の連携による第6次産業化の特区指定を前提とした、植物（食材・木材・竹材）の生産、加工販売を一元化した事業を起ち上げ、市、住民の実益に繋がるビジネスを具体化するプロジェクトを編成するといった大胆な方策が必要。

(具体的構想)

まず、動植物といった生物資源を有効活用するバイオマス発電とそのエネルギーを活用したビジネスがある。最近の豪雨被害では、土砂崩れの際に伐採されず放置したままの「間伐材」や地下30センチ程度にしか根が張らないため地盤が弱い「竹林」により、これらの流木による家や橋が壊れ被害が拡大したり、引っ掛かった流木の撤去などで復旧に時間がかかったりすると言われている。これらの「間伐材」や「竹」といった休眠資源を有効活用することでエネルギー転換できるとともに、災害対策にも有効であると考ええる。

また、大企業との連携によるOEM製品提供といった、安定した供給先が見込めることで大規模かつ長期間の事業展開することができる事業を見出すことが必要だ。例えば、現状は政策的に輸入原料主導の生薬ではあるが、これを薬草として「栽培」するだけでなく「加工」という工程を加えることで付加価値を与えれば、収益性が上がり、これを「ツムラ」などの漢方薬メーカーとコラボすれば事業として安定するものと思われる。これをトマトに置き換えれば提携先は「カゴメ」といった風に、生産物と提携先を結びつければいろいろな発想ができる。また、これらの事業により、農地、倉庫、工場、物流などあらゆる工程で土地建物の有効活用、設備投資、雇用が創出されるものと考ええる。

⑪鴨島町商店街連合会

(現状と課題)

・商店街連合会は駅を中心とした小売店舗、飲食店等で構成されており、昨今の現状は公共施設の移設、車社会、人口減少、事業者の高齢化、全国チェーンやネット販売の台頭等の理由から商店街の魅力低下、住民ニーズに対応できない現状がある。

・個性を活かした飲食業、サービス業等生き残りを見せ、増加の傾向にあ

る。

(方策)

- ・吉野川市の人口増、大企業誘致、移住支援等。
- ・平成32年度のアリーナ建設に伴い、駅周辺の整備事業等予定されているので、中心市街地活性化協議会において、ハード面、ソフト面の意見交換をし、国のまちづくり補助金等も活用していきたい。

(その他)

- ・JRを活用した街づくり。
- ・この町にしかないもの（例えば曾我廼家五九郎、菊花展等）をもちいたものづくり、物販、グルメ等を考える。

⑫商工会議所（㈸大進防水工業所）

(現状と課題)

- ・後継者がいない事業所の廃業による事業所数の減少
- ・購買層の減少や流出により売り上げの減少
- ・認識・変化への対応の遅さ
→何もしなくても売れる時代は終わっていると思うが、自社の課題や問題点を「不況だから」と誤信している事業所も多いと感じる
- ・地域を牽引する産業がなく、育ててこなかった
→地域に一体感を持たせる産業がない、吉野川市＝何？
- ・行政に頼りすぎる→人のせい、気質がある
→地域の課題解決を行政に頼りすぎる。何か不足不満があれば行政の責任、自らが解決し生み出す気質が乏しい

(方策)

- ・後継者不足についてはM&Aの促進

(その他)

- ・市の「オール地元産消費宣言」

例) 提供される飲み物は市産ですか？名刺は和紙ですか？

市内の大型公共物件建設の主体は市の業者ですか？ など

行政が率先して消費を拡大（優遇）すれば参入してくる企業も増える。

- ・市の施策はいわば商品であり、それを売り込む努力が必要（営業部の創設）施策は手段であり目的ではない。

【主な課題】

- ・人口減少に伴う生産性人口の減少及びマーケットの縮小
- ・ネット通販の拡大やショッピングセンターの出店による商環境の変化に伴う売上及び事業者の減少
- ・所有不動産の活用ができない
- ・後継者や人材の不足、事業承継ができず、事業所数の減少
- ・新たな企業者の創出支援
- ・企業成長のためのアドバイザーやプロフェッショナル人材の不足
- ・自社の課題や問題点を「不況のせい」と誤信、自ら解決する気質が乏しくなっている

【確 認】

- ・中小企業がどのようなビジョンを持っているのか

【ポイント】

- ・緊急的な対処的施策と、中期的（約５年）な施策を考える必要がある
- ・中小企業事業計画、投資計画（約５年）を踏まえた上で、その弊害となるような要因に対して「規制緩和」や、より発展させるための「助成」を行う。
→吉野川市における中小企業の事業展開の全体の流れを把握し議論

【主な方策】

- ・事業資金融資に対する利子補給制度の創設
- ・展示会の出展支援など、事業者の販路拡大の取組みに対する支援の拡充
- ・国や県の認定をうけた事業所に対する支援の拡充（経営革新認定企業）
- ・飲食店に関する支援制度の創設（例 同窓会支援事業補助金）
- ・本市の特産品等を活用した産業の育成支援
- ・求人の充足対策と市民の雇用の場の確保
- ・吉野川市独自の保証付融資の作業
- ・企業誘致及び店舗誘致
- ・調整区域等、都市計画の見直し
- ・L E D、藍、情報通信関連等、徳島県（吉野川市）の強みを活かした新たな商品・サービスの創出、既存の顧客・商圈を超えた販路開拓
- ・事業承継ネットワークによる事業承継案件の掘り起こしとマッチング
- ・業務の効率化に向けたI T、I o T、A I、R P A等の導入支援及び当該技術の活用人材の育成・確保
- ・テレワークの導入等、多様な働き方の実現
- ・U I Jターン人材や、アクティブシニア、女性、障がい者等多様な労働力の確保
- ・官民あがてのワーキンググループの立ち上げ
- ・市内企業同士、アドバイザー的存在との連携を図るためのシステム構築（情報提供）
- ・商工団体等支援機関の機能強化による伴走型支援の展開
- ・雇用拡大に関して近隣自治体との連携
- ・J Rを活用したまちづくりの推進
- ・地域資源を活用したものづくり、物販、グルメの考案
- ・M & Aの促進
- ・行政が率先して消費を拡大、優遇
- ・市の施策を売り込む、営業部の創設

3. 協議事項

(1) 吉野川市中小企業等振興基本条例案について

以下は、修正・加筆した箇所です。その他、修正・加筆等必要であると考え
る箇所があればご意見等をお願いします。

- | | | | | |
|-----------------|-------|--------|----------------------|------------------|
| ①前文 | P 1 2 | 5 行目 | 小企業者 | |
| | | 9 行目 | 小企業者 | |
| | | 1 2 行目 | | |
| | | | 現在の約半分の人口になる | → 人口が約 3 0 %減少する |
| | | 1 5 行目 | 人口減少に歯止めをかけ | |
| | | 1 7 行目 | 小企業者 | |
| | | 1 9 行目 | 小企業者 | |
| | | 2 1 行目 | 小企業者 | |
| ②目的 | P 1 2 | | 小企業者 | |
| ③定義 | P 1 3 | | 第 2 条第 3 項追加項目（小企業者） | |
| ④市の責務 | P 1 3 | 市民等 | → | 市民 |
| | P 1 4 | 確保 | → | 増大 |
| ⑤中小企業等の役割 | P 1 4 | 社会的な責任 | → | 社会的責任 |
| ⑥大企業の役割 | P 1 4 | 自覚 | → | 認識 |
| ⑦児童及び生徒の勤労観等の醸成 | P 1 5 | | | |
| | | | 第 1 3 条追加項目 | |

吉野川市は、徳島県北部のほぼ中央に位置し、南部には霊峰・高越山をはじめ急峻な山々が連なり、北部には清流「四国三郎」吉野川が流れ、ホテルやツツジの大群生など四季折々の豊かな自然が息づいているまちである。古くは藍や製糸業、鉱山業、和紙などの伝統産業など多様な産業が発展してきた。このような中で、市内企業の大多数を占める中小企業・小規模企業・**小企業者**は、地域の発展と共に育ち、地域経済と雇用を支えるとともに、その企業活動を通じて地域社会や市民生活の向上に貢献する役割を担ってきた。

しかし、少子高齢化や人口減少、グローバル経済の進展に伴う競争の激化等により中小企業・小規模企業・**小企業者**を取り巻く環境は厳しさを増し、設備の老朽化や後継者不足など多くの問題に直面している。さらに、本市においては、全国を上回るペースで人口・出生率・生産年齢人口が減少傾向にあり、吉野川市人口ビジョンによると、2040年には**人口が約30%減少する**推計もされている。加えて、町村合併における国からの財政支援期間の終了等により、今後は今まで以上に厳しい財政運営が見込まれている。

このような状況の中、**人口減少に歯止めをかけ**、吉野川市が将来にわたり、活気と魅力あるまちとして継続的に発展していくためには、中小企業・小規模企業・**小企業者**の多様で活力ある成長が図られるよう支援していく必要がある。

そこで吉野川市は、中小企業・小規模企業・**小企業者**の振興を市政の重要施策の一つとして位置づけ、厳しさを増している状況の中でも、地域社会が一体となって、効率的かつ効果的に中小企業・小規模企業・**小企業者**の振興に取り組むため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業・**小企業者**（以下「中小企業等」という。）の振興に関する基本理念を定め、市の責務、中小企業等の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業等の振興に関する施策を地域社会が一体となって推進し、もって地域経済の健全な発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号に掲げる中小企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(2) 小規模企業 法第2条第5項に規定する小規模事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(3) 小企業者 小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第2条第2項に規定する事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(4) 産業経済団体 商工会議所、商工会、商店街連合会、事業協同組合、企業組合、農業協同組合、漁業協同組合その他経済活動又は地域産業の振興を行う団体等で市内に事務所を有するものをいう。

(5) 大企業 中小企業等以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(6) 金融機関 市内に所在する銀行、信用金庫その他金融業を行うもの及び徳島県信用保証協会をいう。

(7) 教育機関等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、研究機関及び産業支援機関をいう。

(8) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学している者をいう。

（基本理念）⇒これで過不足がないか検討

第3条 中小企業等の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

(1) 中小企業等の自らの創意工夫及び自主的な努力により、その経営の改善及び向上が促進されること。

(2) 経済的・社会的環境の変化への円滑な適応が図られるよう配慮すること。

(3) 地域経済の発展並びに雇用の確保及び市民生活の向上に資すること。

(4) 地域資源を活用した振興施策を推進し、市内の経済循環が促進されること。

(5) 多様な主体との連携・協働を推進することにより中小企業等の事業展開が図られること。

(6) 市、中小企業等、産業経済団体、大企業、金融機関、教育機関等及び市民等地域で関わるすべての構成員が相互に連携協力して推進されること。

（市の責務）⇒これで過不足がないか検討

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、中小企業等の振興に関する施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、前項の施策の策定及び実施にあたっては、中小企業等の実態を把握し、その意見の反映に努め、国、関係地方公共団体、中小企業等、産業経済団体、大企業、金融機関、教育機関等及び市民と連携協力して取り組むものとする。

る。

3 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等にあたっては、予算の適正な執行に留意しつつ、市内の中小企業等の受注機会の増大に努めるものとする。

(中小企業等の役割)

第5条 中小企業等は、自助努力及び創意工夫により、公正で自由な競争を通じて事業の発展に努めるものとする。

2 中小企業等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任及び役割を認識し、地域の発展及び活性化に寄与するよう努めるものとする。

3 中小企業等は、事業活動を行うに当たり、市内における連携に配慮し、市内において生産・製造・加工される物品又は提供されるサービスを利用するよう努めるものとする。

(産業経済団体の役割)

第6条 産業経済団体は、地域の中小企業等の加入並びに各種事業者間の連携・交流の推進に努めるものとする。

2 産業経済団体は、中小企業等の事業活動を支援するとともに、市が行う中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業の役割)

第7条 大企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、中小企業等との連携及び協力に努めるものとする。

2 大企業は、事業活動を行うに当たり、市内における連携に配慮し、市内において生産・製造・加工される物品又は提供されるサービスを利用するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、中小企業等が経営基盤の強化等に取り組むことができるよう、円滑な資金の供給及び経営改善に協力するよう努めるとともに、市が行う中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第9条 教育機関等は、産官学の連携が中小企業等の振興に重要な役割を果たすことを認識し、市が実施する中小企業等の振興に関する施策との連携に努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第10条 市民は、中小企業等の振興が、地域経済の発展及び市民生活の向上につながることを理解し、中小企業等の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、市内において生産され、製造され、又は加工される物品及び市内で提供されるサービスを利用するよう努めるものとする。

(施策の基本方針) ⇒これで過不足がないか検討

第11条 市は、中小企業等の振興に関する施策の策定及び実施にあたっては、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

(1) 経営の革新及び創業を促進すること⇒創業に関しては創業支援事業計画、商業地域活性化支援事業(鴨島 駅前の商業地域のみ)

(2) 販路の拡大を促進すること。⇒ブランド認証事業所に対して補助制度有

(3) 人材の育成、雇用の確保並びに事業環境の整備を図ること。

⇒労働局と雇用対策協定を結び面談会、職業訓練実施中

(4) 円滑な事業承継を促進すること。⇒対応する支援制度は現在なし

(5) 地域内の経済循環を促進すること。⇒買い物支援事業(移動販売)

(6) 小規模企業の経営の状況及び成長発展の状況に応じ、十分な配慮がなされること。

(7) 中小企業等の振興に関する市民の理解を深め、協力を促進すること。

(財政上の措置) ⇒財源確保の方法について検討

第12条 市は、中小企業等の進行に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(児童及び生徒の勤労観等の醸成) ⇒教育委員会と連携

第13条 市は、児童及び生徒が、将来職業人として社会で活躍できるよう職業意識の醸成を促すとともに、教育機関等その他関係機関と連携を図りながら、職業に関する情報や、体験の機会の提供等を実施することにより、地域を担う人材の育成を推進し、市内への定住が図られるよう努めるものとする。

(協議の場の設置) ⇒どのような形にするのか検討

第14条 市は、この条例の目的の達成及び中小企業等の振興に関する施策を推進するため、協議の場を設置するものとする。

(実施状況の公表) ⇒市のホームページにて公表予定

第15条 市は、毎年度、中小企業等の振興に関する施策の実施状況を公表す

るものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。